農業経営サポート事業の補助対象一覧表

～農業経営サポート事業運用別表（第３関係）より～

内訳	補助金の交付の対象となる経費	補助金の交付の対象とならない経費
総則	・事業実施主体の農業経営の多角化・改善に向けた以下の新たな取組に要する経費（領収書で支出が確認できるもの） １　都内産農産物の販売促進 (1) イベント開催 (2) 広告 (3) ホームページ開設 (4) 調査 ２　都内産農産物の商品開発 ３　その他、知事が認めたもの	・事業実施主体の経常的な取組や維持管理経費 ・事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えるもの ・東京都の他の補助金の対象となっている経費 ・施設整備や基盤整備に要する経費 ・旅費 ・光熱水費 ・備品費（単価が税込１０万円以上の物品） ・販売に係る仕入れ・製造経費 ・参加費や箱代を徴収するなど、収入があった部分の経費 ・事業実施主体が発行する領収書に係る経費 ・支出を確認できる書類の無いもの ・振込手数料及び代引手数料
賃金	・臨時に雇用する場合の賃金	・事業実施主体の構成員に対するもの
報償費	・講演会、研修会等の講師に対する謝礼金 （額は区市町村の規定による。規定が無い場合は、東京都の外部講師謝礼金支払基準（昭和 46 年 4 月 1 日付 46 東職研第 153 号）に準拠し、著しく高額にならないこと。）	・事業実施主体の構成員に対するもの ・菓子折や商品券など物品や金券等による謝礼 ・仲介業者等が関与し、経費内訳が明確でないもの
消耗品費	・用紙代、材料費、文房具代、事務用品費、食材費、図書購入費	・事業実施主体が生産した農産物、商品の買取 ・農産物の生産に係る種苗代、資材費 ・事業実施主体の飲食に対するもの ・汎用性の高いもの（鍋、ホットプレート、パソコン、プリンター、携帯電話、ＦＡＸ、コピー機等）
印刷製本費	・チラシやパンフレット、のぼり、看板、出荷箱、出荷袋等の印刷費	・チラシやパンフレット、のぼり、看板、出荷箱、出荷袋等の印刷費の増刷
通信運搬費	・資料や資材等の郵便料や宅配便代等	・電話、ＦＡＸ、インターネットの通信費
広告料	・電車、バス、新聞等への広告料	
委託料	・流通業者・消費者等の意向把握や販売促進のための調査の委託料、デザインやホームページや映像等製作委託料、開発・製造及び分析委託料	・設計費及び測量費
使用料及賃借料	・会場借上料、出展料、機械器材借上料、レンタカー代 ・デザイン等の使用料	・事業実施主体の事務所賃借料 ・事業実施主体の打合せ等に使用する会議室の使用料
その他	・知事が特に必要であると認めた経費	

１　経費の支払いは、現金払いまたは金融機関からの振込払いとする。支払い時にポイントカードを使用しない。

２　事業内容の一部または全部を業務委託する場合には、原則として次の３点を提出すること。

(1) 業者選定にあたり、どのように業者を選定したのかを合理的に説明できる書類（３者程度の見積書等）。

(2) 委託契約内容を確認できる書類（契約書の写し等）。

(3) 履行の確認ができる検査書類（都の委託完了届に準じるもの及び報告書等）。